

汚泥汲取り役務

件名	汚泥汲取り役務		
図面名称	表紙		
仕様書番号	9	図面番号	1/2
作成年月日	R6.3.9	縮尺	-
部隊名	大宮駐屯地業務隊管理科		

仕 様 書

- 1 件 名 : 汚泥汲取り役務
- 2 場 所 : 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番7
陸上自衛隊大宮駐屯地
- 3 役務概要 : 中水処理施設で生活雑排水処理によって発生する濃縮汚泥
濃縮汚泥汲取り 1式 (予定数量を36m³とする)
濃縮汚泥は一般廃棄物
- 4 一般事項
- (1) 本役務は本仕様書によるほか、厚生労働省告示及び地方条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に基づき実施すること。
 - (2) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、または明示がない場合、監督官と協議のうえ内容を確認すること。
 - (3) 本役務は、仕様書の内容に関し十分な知識、経験及び技術を有し、かつ施工を完全に遂行できる者が実施することとする。また、廃棄物処理に関する取り扱いの許可を受けた事業者であることとする。
 - (4) 役務の着手前に、役務に必要な書類を監督官に提出する。
 - (5) 施設に損傷を与えた場合は遅滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき、請負者の責任において現状に復旧する。
 - (6) 役務完了検査は検査官、監督官と調整する。
 - (7) 汲取りの時期はその都度、監督官と調整する。
 - (8) 作業終了に際し、当該作業に関する場所の清掃及び後始末を行うものとする。
 - (9) その他細部は監督官の指示による。

5 特記事項

- (1) 1回の汲取り量は毎月3m³を基準とする。
- (2) 緊急時、官側からの要求があった場合は、その都度協議するものとする。

件 名	汚泥汲取り役務		
図面名称	仕 様 書		
仕様書番号	9	図面番号	2 / 2
作成年月日	R6.3.9	縮 尺	-
部 隊 名	大宮駐屯地業務隊管理科		